

行田市の虐待防止活動

～児童・障害者・高齢者の虐待防止条例とネットワークづくり～

行田市健康福祉部福祉課 野村政子

I はじめに

行田市では、「児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例」（以下、「条例」とする）を平成17年6月1日に施行した。高齢者のみならず、児童・障害者への虐待をも包括的に防止することをうたっている。虐待防止は行政の責任で行うべき職務であるということを基本的考えとして事業を実施した成果をここに報告する。

条例の内容

条例は、市の責務として虐待の発見と対応に積極的に関わることを明示している。その内容は、「虐待の早期発見及び迅速な安全確認を行い適切な措置を講じること、虐待防止のための施策実施及びそのために必要な体制整備を行うこと」である。児童や高齢者、障害者の関係施設や市民には、虐待発見時の通告義務を課している。条例制定により市民の意識啓発を図り、虐待を防止することを目指している。

行田市概況

行田市は、北に利根川、南に荒川が流れる水と緑に恵まれたまちです。市内には東日本で随一の規模を誇り、国宝「金錯銘鉄剣」が出土したことで知られる「埼玉（さきたま）古墳群」があり、世界遺産登録に向け、市民一丸となって取り組んでいます。

また、江戸時代には、忍（おし）藩十万石の城下町として栄えました。そして、湿地帯の地形を巧みに利用して築城され、難攻不落を誇った忍城は、関東七名城のひとつに数えられました。現在では再現された「御三階櫓」などの城郭や併設の郷土博物館の展示によって往時の面影を偲ぶことができます。

さらに、毎年、6月下旬から8月上旬にかけての開花シーズンには、悠久の眠りから目覚め開花した行田蓮をはじめ、41種類約10万株もの蓮の花が訪れる人々の目を楽しませてくれる「古代蓮の里」もあり、本市は豊かな自然の中に古代から現代までの歴史が息づくまちです。

II 行田市虐待防止システム

1 行田市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例

条例の主な内容は次の通りである。

(1) 虐待とは（第2条第5号ア～オ）

この条例により虐待防止の対象となる虐待とは、児童、高齢者や障害者の人権を著しく侵害し、心身の健康、生命、財産に深刻な影響を及ぼす行為をいう。

(2) 市の責務（第3条）

市は、市民、県その他関係機関及び民間団体等と連携して、虐待の早期発見、迅速な安全確認等に努めなければならない。

(3) 市民による通告（第4条、第5条）

虐待（虐待と思われる場合を含む）を発見した者は、速やかに市へ通告（連絡）しなければならない。

(4) 安全確認（第6条）

通告等により虐待が行われているおそれがあると認められるときは、市の担当課職員が安全確認のための必要な調査・質問等を行う。

2 行田市虐待防止システム

条例は、市が虐待の早期発見、被虐待者の迅速な安全確認、必要な施策の実施と体制整備に努めることを明示しており、この条例に基づき、虐待防止の仕組みを構築している。

発見の通告受理から支援に至る流れは「行田市虐待防止フロー」の通りである。虐待防止事業は福祉課、子育て支援課、高齢者福祉課、保健センターが中心となって実施している。

(1) 虐待防止のプロセス

① 通告受理

虐待発見時の通告は、虐待防止ホットライン（フリーダイヤル、24時間・365日受付）を通じて受理する。休日・夜間は各課3台ずつ配備した携帯電話で受ける仕組みである。

② 通告受理から安全確認

*情報の把握及び共有

通告を受けた市は、関係課及び関係機関と協力して既存の情報を把握し、共有する。たとえば、被虐待者が介護サービスを利用している場合は担当ケアマネジャー、そうでない場合も民生委員やかかりつけ医等が何らかの情報をつかんでいる可能性があり、これらの情報を集約する。なお、虐待防止においては条例第3条にも規定されているように被虐待者の安全を確保し生命を守ることが最優先である。そこで、一時保護を要するかどうかを判断するために必要な情報を収集することが重要である。

*第一のアセスメント、安全確認者及びリーダーの選任

情報を把握し共有した上で、第一のアセスメントを行う。この第一のアセスメントは、保健師、社会福祉主事等の専門職が、把握した情報をもとに被虐待者の状況と予測される

リスクを導き出すものである。

このアセスメントに基づき、安全確認者とリーダーを決める。

たとえば一時保護が必要な可能性が高いとアセスメントした場合、安全確認と同時に保護することも考えられるため、その場で被虐待者の身体状況から緊急性を判断したり、必要に応じてかかりつけ医と連絡を取ることが出来る保健師や看護師等の医療職が安全確認者になる。

リーダーは、支援を進める上で各担当者が得た情報や支援の進捗状況を把握し、当該事例の支援をリードする役割を担う。リーダーは、事例の状況により関係課の係長・主査の中から選出する。リーダーが必要な理由は次の通りである。

虐待の問題は言い換えれば家族の問題であり、被虐待者と虐待者ともに支援を要する事例が多い。そのため市役所においては複数の課が関与する必要がある。ところが組織は社会福祉法体系にのっとりた体制であり、その組織体制のままに対応する場合、被虐待者への支援と虐待者への支援を別の課が担当することになる。すると担当課ごとに方針が異なり迅速な対応を困難にする危険がある。これを防ぐために支援の中心となるリーダーを選出し、情報を集約して支援を行う必要がある。

*被虐待者の安全確認

通告から48時間以内に市職員2人以上で訪問し、状況を確認する。48時間以内というのは休日をはさんだ場合の最大時間であり、実際の運用では通告受理後すぐに安全確認に向けてアセスメントを開始する。地域包括支援センターを設置した平成18年4月からは、市職員と地域包括支援センター職員の2人以上で訪問することとしている。

安全確認の現場では、生命の危険はないか、必要な医療を受けているか、身体的虐待により受傷している等緊急保護の必要性について確認する。緊急保護が必要ないと思われる場合は、家族の介護力や経済的状況などについて把握する。

*第二のアセスメント

安全確認によって得た情報により、リーダーと安全確認者が中心になり、アセスメントを行い、担当課としての方針を決める。

③ 虐待緊急度判定会

その後直ちに緊急度判定会を開き、一時保護の要否を判定する。緊急度判定会の構成員は会長が福祉部長、委員は福祉部の課長職及び安全確認者である。第二のアセスメントの結果等をもとに総合的に判断する。緊急度判定会の決定が市としての正式な決定になる。

ここで話し合われた支援の方針によってはリーダーを選任しなおすこともある。

方針の決定にあたり、虐待を防止する観点から、今起きている虐待の事実だけでなく、その原因にも着目して事例を検討する必要がある。

④ 被虐待者処遇検討会

次に処遇検討会を開催し、支援方針を決定する。処遇検討会の会長は、虐待被害者が児童の場合は子育て支援課長（＝要保護児童対策地域協議会）、高齢者は高齢者福祉課長、障

害者は福祉課長である。委員は市職員の他、児童相談所、福祉保健総合センター等の関係機関の職員で構成し、さらに必要に応じて関係者の出席を求めることになっている。

検討の際は防止の観点を忘れないよう心がける。虐待の事実だけにとらわれず、原因に着目する。そのために必要に応じて民生委員、介護支援専門員、主治医、親族等の意見を聞き、家族全体を捉えなおす作業を行った上で方針を決定する。

各担当者はここで決定した方針に基づいて支援を実施する。支援の経過はリーダーに迅速に報告し、組織としての情報の集約化を図る。

支援方針の変更が必要なときは、そのつど処遇検討会を開催する。特に複数の課・関係機関が協働で支援する事例では、処遇検討会での検討を経ないで担当者ごとに方針変更してしまうと支援が滞るおそれがあるので注意を要する。

⑤ 虐待防止協議会

児童、高齢者及び障害者虐待防止協議会を設置し、虐待防止対策について検証することとしている。構成メンバーは福祉・保健・医療関係者、市民、学識経験者等である。

⑥ まとめ

行田市虐待防止ネットワーク（別紙）

行田市虐待防止フロー

虐待事案発生



発見者による通告



24時間受付専用電話

